

徳島県選挙管理委員会告示第五十五号

那賀町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和二年九月二十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

施設の名 称	所 在 地
相生体育館	那賀郡那賀町延野字大原一三八番地
西納体育館	那賀郡那賀町西納字上平間三番地
平野体育館	那賀郡那賀町平野字妙見前一番地
延野体育館	那賀郡那賀町延野字王子原八九番地
日野谷体育館	那賀郡那賀町大久保字中西二八番地
那賀町健康センター	那賀郡那賀町延野字王子原三一一番地
那賀町相生老人福祉センター	那賀郡那賀町延野字王子原三一一番地